

「福井県地域防災計画の見直し」に関する県民意見公募の結果について

平成17年5月20日
福井県安全環境部危機対策・防災課

今回、「福井県地域防災計画の見直し」に関して、県民の皆様のご意見を募集したところ、次のようなご意見をいただきました。

ご意見をお寄せいただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

なお、公表に当たり、取りまとめの都合上、御意見を案件ごとに適宜集約させていただきました。

今後、県では、いただいた御意見を参考にしながら、福井県地域防災計画を見直ししてまいりたいと考えています。

- 1 募集期間 平成17年3月7日～3月22日
- 2 意見件数（意見提出者数） 37件（12人）
- 3 提出された意見等の概要および意見に対する県の考え方 別紙のとおり
- 4 問い合わせ先 福井県安全環境部危機対策・防災課危機対策チーム
電話（0776）-20-0308

1 災害情報の伝達・提供の迅速化・確実化について

(1) より早く、よりわかりやすい避難情報の提供

- ・福井豪雨の際、避難連絡を受けたときには、もう水の中を歩いて避難しなければならずに困った。避難に関する情報は、もっと早く出してほしい。
- ・避難勧告を出す前に、自然状況に関する情報を住民に提供し、避難のための準備について、事前に知らせたほうがよいのではないか。
- ・避難勧告や避難指示だけでは、避難の必要性や災害の危険性が感じづらい。避難情報を伝達する際には避難の必要性などがわかるような表現を用いてほしい。
- ・テレビでの避難情報の掲載はテロップと音声の二本立てとするよう、報道機関に要請してほしい。

【県の考え方】

災害時に、危険地域にある住民に避難を促し、人的被害の軽減を図るため、市町村長は避難勧告や避難指示を発令しますが、先般の豪雨災害等では、避難勧告等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できていないこと、住民への迅速・確実な伝達が難しいこと、避難勧告等が伝わっても住民が避難しないことが課題となりました。

今後、県は、避難勧告等の意味合いと住民がとるべき行動を明確にし、市町村と住民が迅速に判断できるような具体的な基準での避難勧告等とするため、現計画を次のように見直すこととしています。

従来の「避難勧告」、「避難指示」に加え、一般住民に対して避難準備を呼び掛け、特に避難行動に時間を要する要援護者等に対して、早めのタイミングで避難行動を開始することを求める「避難準備（要援護者避難）情報」の区分を導入いたします。

また、避難勧告等の発令に当たっては、水位等の定量的な判断基準を採用しながら、住民が生命に係る危険であることを認識するよう具体的でわかりやすい内容で発令するよう検討いたします。

なお、県は、市町村と協力しながら、今後も引き続き、防災避難の周知徹底を図るため、放送事業者に対して情報が迅速かつ確実に提供される情報提供体制の整備に努めていきます。

(2) 避難情報の伝達方法

- ・災害時に電話回線が混雑する恐れがあるため、全ての住民にはメール配信できない。避難情報の伝達に際しては、携帯電話メールだけでなく、地上デジタル放送や防災無線なども活用してはどうか。
- ・避難勧告の伝達にCATVを活用してはどうか。
- ・災害用のインターネットサイトを設けて、どの地域に避難勧告が出てるかどうか分かる仕組みがあるとよい。
- ・災害情報を携帯電話対応のホームページで公開してほしい。
- ・避難者への情報提供のため、各避難所にテレビとインターネットに接続できるパソコンを整備してほしい。
- ・携帯電話からのインターネットホームページへの利用は、緊急時に負荷が大きく、利用状況が悪くなるため、緊急時には有用とは思えない。
- ・携帯電話メールを用いて一方的に情報発信するのではなく、発信した情報内容を、インターネット上のホームページなどで、まとめて確認できるようにしてほしい。
- ・携帯電話メールの配信は、自治体自らがシステム運用を行わなくてもよい。

【県の考え方】

現計画において、県は、災害時に住民に対する適切な情報を提供するため、緊急通信手段として、コミュニティー放送局、FM文字多重放送、携帯端末による電子メールなどの媒体の活用のほか、インターネットを用いた災害情報インターネット通信システムや県内で設置されているCATV局の活用を図ることとしています。

今後、これらに加えて、地上デジタル放送の活用を図るよう現計画を見直すこととしています。

現計画において、県は、市町村と協力しながら、住民への防災情報伝達体制の整備として、防災行政無線による情報伝達の仕組みを整備促進するとともに、広報車、CATV、携帯電話メールなど多様な情報伝達手段の整備・確保に努めているところです。また、インターネットを用いた様々な媒体(ホームページ、電子メール、携帯電話メールなど)は、被災情報や避難情報など、多くの情報を不特定多数の方に情報発信することができることから、インターネットを用いて、雨量および県の管理する河川における水位情報の提供などを実施しているところです。

今後、県は、さらにインターネットの活用を促進し、住民への防災知識の普及としてメールマガジンの携帯電話等への発信、避難情報を伝達するインターネットシステムなど現計画を見直ししていきます。

(3) 災害時における通信途絶地域への通信手段の確保

- ・災害時に通信が途絶した地域に衛星携帯電話を使用して通信する場合、衛星携帯電話の電源確保や使用できる人の確保も考慮してほしい。
- ・衛星携帯電話だけでなく、無線機の配備も進めてはどうか。
- ・災害時に、被災状況を知らせるため、市役所に電話をかけたが全然つながらなかった。連絡がつくようにしてほしい。

【県の考え方】

現計画において、県は、災害時に、一般通信手段が一時混雑する場合、電気通信施設や放送施設そのものが被災する場合などを考慮し、様々な情報通信手段を確保するよう努めることとしています。

今後、県は、被災地域において既設の通信ルートが遮断した場合や県防災行政無線のバックアップ用として、市町村および消防本部に衛星携帯電話を配備するよう現計画を見直すこととしています。また、配備する衛星携帯電話について、予備バッテリーなど電源確保や防災訓練を通じた使用方法の周知など、災害時における使用に支障が生じないように努めていきます。

なお、災害時における被害状況の情報収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるもので、現地の被害状況等をよりの確に把握することは重要と考えます。

県は、市町村や防災関係機関と協力しながら、今後も引き続き、災害時に、有線および無線通信が混雑し、一時的につながらない状態が生じても、適切に被害状況の情報収集や情報共有などが行えるよう、通信手段の確保に努めていきます。

(4) 防災関係機関の連携、情報収集

- ・災害現地の情報を県の災害対策本部などで一元的に素早く正確に把握し、できるだけ早く住民の要望に応じた支援を行うことが大事である。
- ・緊急時における市町村の連携は重要であり、隣接市町村間による土のうなど防災資機材の融通体制を強化する必要がある。
- ・地域住民から被害状況を直接収集する場合、公民館長、消防団長、区長などは市町村からの情報収集が優先されることから、緊急時にいくつもの連絡が集中すると負担が生じるのではないかと懸念されている。

【県の考え方】

現計画において、県は、災害時には、警察本部、関係市町村、関係消防本部、関係指定地方行政機関等と連絡調整を行い、情報の共有化および活動の調整を図ることとしています。

今後、県は、適切な情報収集および情報共有をすすめるため、市町村が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町村災害対策本部に派遣し、市町村からの情報収集、県からの情報伝達、市町村からの応援要請の相互調整等を行わせるよう現計画を見直すこととしています。

現計画において、県および市町村は、他機関から応援を求められた場合に、自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り、協力または便宜を図り、職員派遣の応援のほか、物資、資材、機械、器具等についても各機関相互の協力を円滑に行うよう「福井県・市町村災害時相互応援協定」を締結しています。

今後、県は、台風、集中豪雨等による水害防止を図るため、地理的状況などを考慮し、土のう、スコップ等防災資機材の適正配備および水防倉庫のあり方について検討するよう現計画を見直すこととしています。

現計画において、市町村および防災関係機関は、災害が発生し、またはその発生が予想される場合に、災害時の被害状況の情報収集を行い、速やかに管内の状況を把握して県に報告することとしています。

今後、県は、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合に、県自らが公民館長、消防団長、区長などの地域住民から情報収集するよう現計画を見直すこととしています。

なお、ご意見をふまえ、県が公民館長などの地域住民から直接情報収集する場合は、市町村ほか関係機関と十分情報交換を行った上で、公民館長などの地域住民が災害時に担っているそれぞれの責務に支障をきたすことのないよう、必要な程度において情報収集を行うように努めていきます。

2 災害時要援護者への支援について

(1) 地域ぐるみの救護体制の整備

- ・災害時要援護者に対する支援については、行政（市町村）だけに任せず、各町内会など地域の自主組織においても、町内にどれだけ災害時要援護者がいるのか点検するなど、複数の目で地域を見守ることが大切である。

【県の考え方】

現計画において、県は、市町村と協力しながら、災害時に、高齢者や障害者、幼児・児童など援護を必要とする者に配慮した避難支援を実施することとしています。

今後、市町村において、防災関係機関、福祉関係機関、自主防災組織等との連携の下、災害時要援護者に関する情報（住所、情報伝達体制、必要な支援内容等）を、本人の同意を得た上で、平時から電子データ、ファイル等で管理し、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援プランを整備することが重要です。

県においても、福祉関係機関等と連携し、市町村における避難支援プランの整備を支援するよう現計画を見直すこととしています。

(2) 避難所の整備

- ・避難所になる施設について、災害時要援護者が生活しやすいよう、平常時よりバリアフリー化に努めてほしい。

【県の考え方】

現計画において、県は、災害時に避難所となる施設の管理者に対し、災害時要援護者の利用を考慮して施設の整備に努めることを要請しているところです。

今後、県は、災害時要援護者の避難場所について、市町村と協力しながら、病院、社会福祉施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む）への活用について、管理者の理解を得るよう現計画を見直すこととしています。

なお、現計画において、避難所の運営に当たっては、保健・衛生面はもとより、プライバシーの保護など幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講ずるよう努めることとしています。

今後、県は、市町村と協力しながら、特に、避難所に高齢者、障害者など災害時要援護者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努め、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うよう現計画を見直すこととしています。

(3) 災害時要援護者に配慮した避難情報の提供

- ・高齢者世帯などに対して、確実に避難情報を伝えることや、日頃から避難所などの情報を提供するシステムづくりの徹底をお願いしたい。
- ・災害時要援護者に通常よりも早い段階で、避難勧告等を出すことを検討するのであれば、避難の移動手段の確保についても支援が必要ではないか。

【県の考え方】

災害時において、人的被害の軽減を図るため、危険地域にある住民、児童、生徒等を確実にかつ迅速に避難させることが重要です。避難に際しては、特に、避難行動に時間を要する要援護者等に対して、適切な段階で避難情報を提供する必要があります。

今後、県は、災害時要援護者の早期避難を支援するため、避難勧告、避難指示に加え、避難準備（要援護者避難）情報の区分を導入し、より迅速に避難情報を提供するよう現計画を見直すこととしています。

なお、現計画において、県は、災害時要援護者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図りながら、確実に避難情報を伝えることとしています。

今後、県は、市町村と協力しながら、避難の移動手段についても、要介護高齢者、視覚障害、聴覚障害、肢体障害など災害時要援護者の状態にあわせ、市町村に整備を要請する避難支援プランの中で整備するよう現計画を見直すこととしています。

3 被災住民の相談窓口について

- ・被災した住民の相談窓口を一本化することについて、窓口を一本化することで、相談の拠点が減ることがないようにしてほしい。相談窓口のほか、電話相談なども活用して、質と量の両面を兼ね備えたサービスの提供をしてほしい。

【県の考え方】

災害が発生した場合、被害の状況に応じ、税の減免、融資、住宅の確保など様々な相談を必要とします。県では、こうした生活全般にわたる相談に応じられるよう、福井地域さわやか行政サービス推進協議会において定められた「震災等大規模災害時における相談窓口体制について(申合せ)」により、国、県、市町村および関係機関による総合相談窓口を開設しており、現計画に記述するよう見直すこととしています。

ご意見をふまえ、今後、県は、総合相談窓口を開設する場合は、開設する相談窓口数や開設期間、対応する相談体制や移動相談窓口の開設など、相談窓口サービスの質と量を充実するように努めていきます。

4 平常時の備えについて

(1) 支援物資の充実

- ・災害時要援護者に必要な物資を確保することは重要である。備蓄物資も今までの災害事例を踏まえ、必要な物資を備蓄する必要がある。
- ・災害時に避難物資がなかなか届かなかった。避難場所には物資を常備し、速やかに配送できる手はずを整えてほしい。

【県の考え方】

現計画において、県は、住民に対し、「自らの身の安全は、自らが守る」ことを防災の基本として、平常時から家庭内の食糧備蓄を勧めるなど、防災意識の普及および啓蒙を図り、また、各避難所または自治会単位に生命および生活を維持するために必要な食糧の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給できるように努めることとしています。

また、県は、市町村が行う備蓄を補完するため、広域圏ごとに地域防災基地を整備し、毛布や日用品、資機材等を分散備蓄し、応急時において供給できる体制を整備しています。

今後、県は、市町村と協力しながら、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食糧備蓄に配慮するほか、食糧備蓄を充実させるため、粉ミルクや柔らかい食品など災害時要援護者に配慮した食糧備蓄にするよう、現計画を見直すこととしています。

なお、現計画において、県は、災害時において、生活必需品および救助物資等の輸送の迅速、確実を期するため、輸送に必要な車両および要員等の確保に努めるほか、中部運輸局福井運輸支局の協力を得て、県下事業所の所有する車両の調達を行うこととしています。

県は、市町村等と協力しながら、今後も引き続き、災害の種別等に応じた輸送方法や輸送経路の確認、即時調達可能な車両、船艇および人力の把握などに努めていきます。

(2) 防災知識普及啓発、自主防災組織

- ・ 普段から避難勧告などが出たら、あらかじめ決められた避難所に逃げるができるように、平素から、防災パンフレットや避難訓練などを通じて県民に正しい防災知識を理解してもらうことが必要である。
- ・ 災害支援物資や防災資機材など、普段の生活で使用しないものについて、平常時の備えとして、県民に防災意識の徹底を計り、周知徹底すべきではないか。
- ・ 地域住民への防災意識の徹底が必要である。
- ・ 防災リーダーの育成や県有施設等の耐震診断結果の公開などにより、県民に防災意識の高揚を図るべきである。
- ・ 田舎ほど昼間時は高齢者だけとなることから、自主防災組織の強化など体制の整備が必要である。

【県の考え方】

現計画において、県は、災害時への備えとして、各種の手法を活用した教材・マニュアルを作成するほか、住民に対する社会教育などを通じて、防災に関する教育、広報を実施し、住民の防災知識の普及、防災意識の高揚を図っています。防災知識普及の具体的方法として、広報媒体の活用、講習会研修会の開催、報道機関を通じた広報、防災知識啓発行事の開催、防災週間に合わせての防災訓練の実施、防災パンフレットやハザードマップの配布などを行っています。今後、メールマガジンの携帯電話等への発信をこれらの方法に加えるよう現計画を見直すこととしています。

県は、市町村や防災関係機関と協力しながら、今後も引き続き、防災上重要な施設等の管理者に対し、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育を実施するなど防災知識の普及に努めていきます。

現計画において、県および市町村は、地域住民が地域単位や事業所単位などで自主的に組織・設置する自主防災組織について育成強化を図っています。また、自主防災組織の平常時の活動として、防災意識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材等の早急な整備および点検、住民の非常食・救急医薬品の備蓄指導、住民参加のもとで地域ぐるみの安全点検の実施など、防災活動が効果的に実施されるような自主防災体制の確立を図っています。

県は、市町村と協力しながら、今後も引き続き、自主防災組織の育成強化、地域におけるリーダーの養成に努めていきます。

5 災害時における動物（ペット）対策について

- ・避難所や仮設住宅でのペットとの同居や、ペット専用の避難場所の設置など、災害時のペット対策についても、地域防災計画の見直しに盛り込んでいただきたい。
- ・被災動物の処遇に関するマニュアルを作成していただきたい。マニュアル作成に際しては、被災動物及び被災動物飼育者に対して、きめ細やかな支援ができるよう、行政だけでなく、福井県獣医師会や動物愛護団体などの関係機関団体の参加・連携をお願いしたい。
- ・福井県獣医師会としては、被災動物の治療に関してできるだけ協力する。
- ・被災者の避難施設あるいは仮住居において、被災者が気遣いすることなく動物と暮らせるよう配慮してほしい。
- ・緊急避難時において、被災動物が被災者とともに避難できるようにしてほしい。
- ・災害時における迷い犬・猫の対策を講じてほしい。
- ・災害時にも対応可能な動物保護管理センターを設置してほしい。

【県の考え方】

災害時に、避難所等への避難や輸送については、まずは住民の生命、身体および財産を災害から最優先で保護する必要があります。また、避難所での生活については、被災者が安心して生活を送ることができる避難所の提供を行うため、健康面・衛生面などに配慮する必要があります。このような事情から、災害時に、人間と動物（ペット）を同様に配慮できない場合が生じることがあります。

しかし、災害時には、人間だけではなく動物もまた等しく被災することから、動物の中でも特に人間と共生している愛護動物については、その救護や保護などの対策は重要な課題であると考えます。

ご意見をふまえ、県は、今後、災害時における動物（ペット）の救護や保護など被災動物対策を講じるよう現計画を見直ししていきます。